

MIO PRESS

LAW OFFICE
夏号

OSAKA / KYOTO / KOBE 2019.07/vol.07

今号のみお人

弁護士

加藤 誠実

Masami Kato

【特集】

児童虐待と法律

【法律コラム】

知らないと怖い法律の話

【支店便り】

日本酒のブランド化戦略



読者プレゼント実施中!

詳しくは裏表紙をご覧ください

【ご存知ですか?】

建設アスベスト被害について

【連載】

知っ得! 交通事故

【連載】

倉田・北名弁護士の刑事事件入門

【リレー式コラム】

事務局通信

【リガサポ!】

外国人を雇用する際に知っておきたいこと

今号のみお人

暑中お見舞い申し上げます

今年も暑さの厳しい季節がやって参りました。私は北陸出身のせいもあってか、寒さには比較的強いのですが、その反面暑さには弱く、蒸し暑い京都の夏はどちらかというと苦手な季節になります。

もっとも、これまで本格的な夏バテや熱中症になったりということは幸いにもありませんので、今年も引き続き体調管理に留意しつつ、業務をこなしていきたいと思えます。

さて、夏季の服装について、すっかり定着した感のあるクールビズですが、裁判所でも他の官公署や民間企業と同様に認められています。所内の職員も軽装になりますし、出入り口に「上着の着用はご自由にしてください」という掲示がされている法廷もあります。

これは暑がりの私にとっては大変ありがたいことなのですが、裁判業務の中には、「この裁判で依頼者(個人や企業)の人生やその後の方向性が決まる」という重要な期日が含まれます。こういった要所の場面でも上着なし・ノーネクタイという服装で良いのかというのは悩ましい問題です。

人によって考え方は様々だとは思いますが、私は、こういった場面では、服装面でも緊張感を保つという意味で、基本的にはネクタイまで着用して臨むことが多いところです。

もちろん、それ以外のノーネクタイの場面でも、暑さに負けることなく、緊張感をもって職務に励み、皆様に常に良質のリーガルサービスをご提供していきたいと考えております。

(弁護士 加藤 誠実)

みお綜合法律事務所からのご案内

アスベスト(石綿)健康被害に関するご相談を受け付けています。

大阪・泉南地区のアスベスト(石綿)工場の元労働者の方やご遺族が、アスベストによる健康被害を被ったのは、適切な規制をしなかった国の責任だとして、損害賠償を求める裁判を起されました(大阪泉南アスベスト訴訟)。
その結果、最高裁で国の責任が認められ、一定の要件を満たすことが確認されれば、賠償金が支払われることになりました。以下のチェックリストに当てはまる方、そのご遺族の方については、**国から最大1,430万円の賠償金を受け取れる可能性があります。**

- 昭和33年5月26日～昭和46年4月28日の間、**アスベスト(石綿)を扱う工場内で働いておられましたか?**または、ご家族が働いておられませんでしたか?
- その方は、下記の**いずれかの病気の診断を受けましたか?**または、下記の**いずれかの病気で亡くなられていませんか?**
 - ①肺がん ②中皮脂 ③石綿肺 ④びまん性胸膜肥厚

詳しいお話をお聞きになりたい方は、**無料でご相談を受け付けておりますので、ぜひ当事務所までお電話ください!**



みお アスベスト



大阪・京都・神戸
弁護士法人みお綜合法律事務所

代表弁護士:大阪弁護士会所属/澤田 有紀 兵庫県弁護士会所属/伊藤 勝彦

お問合せ・ご相談は
0120-7867-30

通話料無料

受付時間(月~土)/9:00~17:30 [携帯電話からも通話無料]

みお 法律

大阪事務所	OSAKA	京都駅前事務所	KYOTO	神戸支店	KOBE
〒530-8501 大阪市北区梅田3丁目1番3号 ノースゲートビル オフィスタワー14階 TEL:06-6348-3055 FAX:06-6348-3056 執務時間:月~金曜日/9:00~20:00 土曜日/10:00~18:00 受付時間:月~土曜日/9:00~17:30		〒600-8216 京都市下京区烏丸通七条下ル東塩小路町 735-1 京阪京都ビル4階 TEL:075-353-9901 FAX:075-353-9911 執務時間:月~土曜日/9:30~18:00		〒651-0086 神戸市中央区磯上通8丁目3番10号 井門三宮ビル10階 TEL:078-242-3041 FAX:078-242-3042 執務時間:月~土曜日/9:30~18:00	

アンケートにご協力いただいた方の中から**抽選で30名様**に「みお綜合法律事務所」オリジナルクオカード(500円相当分)や、澤田有紀弁護士が執筆した**書籍(1冊)**をプレゼントいたします。

●プレゼント応募締切/
2019年9月30日(月)※当日消印有効



※プレゼントは選ぶことができません。
※抽選の発表は発表をもってかえさせていただきます。
※アンケートの内容は、匿名で掲載させていただきます。

アンケートの回答にご協力をお願いします

Q.1 面白かった・役に立った記事はどれですか(複数可)

- 今号のみお人(巻紙) 特集「児童虐待と法律」
- 建設アスベスト被害について 知っ得! 交通事故
- 知らないと怖い法律の話 支店便り
- 刑事事件入門 事務局通信 リガサポ!

Q.2 興味のある分野・特集してほしい分野はどれですか(複数可)

- 交通事故 離婚問題 相続(男女)問題
- 借金問題 労働問題 刑事事件
- 不動産問題(賃貸借・建築・共有関係・その他)
- 企業法務 その他

Q.3 法律問題でお困りの事・日頃疑問に思う法律問題など

アンケートにご協力いただきありがとうございました。

児童虐待と法律

最 近、児童虐待で子どもが命を落としていたり、悲惨なけがを負ったというニュースを多く見聞きするようになりました。この読者の中でも心を痛めている方は多いのではないかと思います。中には「法制度はどうなっているのか」「児童相談所は何をしているのか」という感想をお持ちになった方もいるかもしれません。

現在、私(大畑)は、「児童虐待等危機介入援助チーム委員」との公職を拝命しており、大阪府下にある各児童相談所から児童虐待に関する法律相談や裁判手続の依頼を受けることがあります。今回は、このような立場から、ニュースの背景にある法律を少し解説してみたいと思います。



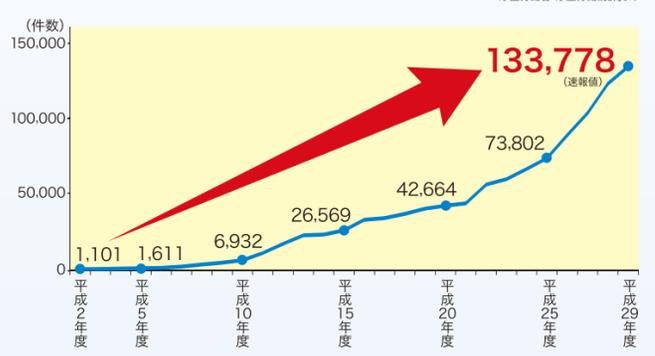
児童虐待とは

児童虐待の防止等に関する法律(以下、「児童虐待防止法」という法律)があります。そこでは、左表のようなものが児童虐待にあたるかとされています。【表1】

【表1】

①身体的虐待	児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること
②性的虐待	児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること
③ネグレクト	他の虐待行為の放置、保護者としての監護を著しく怠ること
④心理的虐待	児童に対する著しい暴言や、児童が同居する家庭におけるDV等、児童に著しい心理的外傷を与える言動

【表2】 児童虐待相談対応件数の推移



児童相談所への児童虐待通告件数が毎年のように右肩上がりというグラフ【表2】を報道で見た方もいるかもしれませんが、これは、意識の高まりによる相談件数の増加のほか、児童虐待防止法によって、児童虐待の類型が明確になったことにより、③ネグレクトや④心理的虐待もキャッチされるようになったからとも言われています。特に、夫婦間のDVも、④心理的虐待類型にあたることから、DV対応をした警察からの通告が増えています。

児童相談所の業務

児童相談所とは、児童福祉法に定められた行政機関です。児童や妊産婦、家庭の福祉に関し、専門的な相談・援助に応じたり、必要な調査を行ったり、一時保護を行ったり、里親や養子縁組の相談・援助の業務を行うものとされています(児童福祉法11条1項、同12条)。

もともと、児童福祉法では、児童の育成に関して、保護者が第一義的に責任を負うとしつつも、**国や地方公共団体(都道府県や市町村)が、「保護者とともに」児童を育成する責任を負う**、と定めています(児童福祉法2条)。そのうえで、①都道府県(及び政令指定都市)は児童相談所を設置して専門的な相談・援助を行い、②市町村は、児童の身近な場所における支援の業務を行うこととされているのです(同第3条の3)。

相談・援助・支援と子どもの保護の関係

いままで触れてきたとおり、児童福祉法には「相談」「援助」「支援」という言葉が多く出てきます。もちろん、一時保護の規定(児童福祉法33条)もありますが、虐待する保護者を排除するような書きぶり

りではありません。児童虐待防止法には、「保護者への指導」という文言もありますが、あくまで親子が家庭で生活していくようになるための趣旨の規定となっています。

これには理由があり、「児童虐待の防止や子どもの健全な成長のためには、家庭や親子への支援こそが重要」ということを基本的な考え方としているからです。児童虐待や不適切な養育は、様々な要因が絡み合って生じるものと言われています。

例えば、①子ども側の要因として、乳幼児や双子・三つ子、発達障がいや知的障がい等、どうしても手がかかる状況になることがあります。②また、保護者側の要因として、産後うつや育児の不安、自身の幼少期の被虐待体験、過度なしつけ、子育て方法の誤った理解等、③環境的な要因として、孤独な子育て環境や経済的困窮、再婚等による家庭環境の変化等が挙げられます。一つ一つの要因は、**誰もが当てはまる可能性のあるものですが、これが多層的に重なり合ったとき、病理現象のように児童虐待が起きてしまうのです。**

しかし、逆に言えば、これらの要因を相談・援助・支援で乗り越えることができれば、虐待は解消していくと考えられます(誰だって、子どもが本当に憎く虐待しているわけではありません)。だからこそ、



日本では、輸入されたアスベストの実に70%が建材に使用されてきました。そのため、大工、内装工、吹付工、電気工、配管工、塗装工、タイル職人、

建設現場における深刻なアスベスト被害

アスベスト(石綿)とは、天然の鉱石繊維で、熱や摩擦にも強く、丈夫で変化しにくい特性を持つことから、建材(吹付け材、保温・断熱材、スレート材など)、摩擦材、シール断熱材といった様々な工業製品に使用されてきました。

アスベストって何?

アスベスト(石綿)とは、天然の鉱石繊維で、熱や摩擦にも強く、丈夫で変化しにくい特性を持つことから、建材(吹付け材、保温・断熱材、スレート材など)、摩擦材、シール断熱材といった様々な工業製品に使用されてきました。

ご存知ですか?

建設アスベスト(石綿)被害について

児童相談所や市町村は、保護者や家庭を支援していくことが法律上求められているのです。しかし、子どもたちの生命や身体、精神面での大きな危険が生じている場合は、順を追って相談・支援を行うわけにもいかず、緊急的に保護しなければならぬことがあります。また、今後の長期的な親子の支援を考えたときに、親子がいったん距離をおき、環境を整えたり、必要なケアを受けたたりすることが必要な場合もあります。

を保護して分離するという、やや方向性の異なる2つの業務を同時に担っています。この「**二律背反の難しさ**」を踏まえた対応こそが、児童相談所の専門性の一つなのですが、さかんに報道で叫ばれているとおり、対応件数の増加に職員の数と量が追いついておらず、現場が疲弊しているという問題があります。

私達ができること

「近所で見かけるあの子、大丈夫かな?」そういうときはどうすればよいでしょうか。

子への虐待・暴力の疑い、子育ての悩みなど

児童相談所 全国共通ダイヤル **189** にお電話

お近くの児童相談所の専門家が対応

「近所で見かけるあの子、大丈夫かな?」そういうときはどうすればよいでしょうか。

興味のある方は、ぜひ調べてみていただければと思います。



弁護士 田村 由起 Yuki Tamura

解体工など建設作業に従事していた方に、非常に多くのアスベストによる健康被害が生じています。

建設アスベスト訴訟の動向

現在、多くのアスベスト被災者やそのご遺族が、国や建材メーカーを相手に、損害賠償を求める訴訟(建設アスベスト訴訟)を起こしています。

アスベストのご相談は「みお」まで!

現在、「みお総合法律事務所」でも、アスベスト健康被害に関する多数のご相談をお受けしており、アスベスト(石綿)工場で就労されていた方については、国や企業に対して多数の訴訟を提起しております。

- ① 昭和56年1月1日から平成7年3月31日までの間
- ② 屋内での建設作業現場で働いていた方
- ③ 石綿関連疾患(石綿肺、肺がん、中皮腫、びまん性胸膜肥厚)に罹患した方

お問合せ・ご相談は **0120-7867-30**

通話料無料

受付時間(月~土) / 9:00~17:30 [携帯電話からも通話無料]

アスベスト(石綿)被害 賠償金請求ご相談フォーム <https://www.miolaw.jp/asbest/>



弁護士 大畑 亮祐 Ryohta Ohata



身の回りで関わる、知って得する法律の話。

交通事故



弁護士 羽賀 倫樹
Tomoki Higa

本コラム担当の羽賀です。2回続けて事例を紹介してきましたが、今回からしばらくは事例をもとにした交通事故Q&Aを掲載します。

今回の事例

通勤途中、トラックが突然動き出し…

次郎さん(45才)は、健康のために会社への通勤にいつも自転車を使っていました。

7月のある日、いつも通り自転車で会社に向かっていると、前方の交差点でトラックが左折しようとしてウインカーを出して止まっているのが見えました。トラックなので少し気になった次郎さん、ただ、トラックは完全に止まっていたので、そのまま止まっていたらいいだろうと思って横断歩道を走って行きました。ところが、突然トラックが動き出して次郎さんの自転車に衝突。次郎さんは衝突の際に右足の骨を骨折し、入院を余儀なくされました。

ます。どちらにすればいいですか。

A.1

被害者の方に過失がなければどちらでもいいと言えますが、被害者の方に過失がある場合、労災を使った方がいいと言えます。

治療費について労災を使うと、過失があっても自己負担は出ませんが、保険会社に払ってもらおうと治療費の額によっては過失分が自己負担になってしまうからです。

次郎さんの事故の場合、過失があるとされる可能性もありますので、労災を使った方がいいでしょう。

Q.2

今回の事故で私に過失はあるんでしょうか。トラックが突然動き出して、避けるのは無理だったように思っていますが…。

A.2

今回の事故状況では、次郎さんにも10%程度の過失が取られることが多いと言えます。ただし、具体的な事故状況によって上下しますので、必ずしも10%になるとは限りません。

Q.3

交通事故に遭ってから、加害者の人、保険会社の人、医師、看護師、警察等々色々な人と話をしなければならず慌ただしいです。少しでも負担を減らすことはできないでしょうか。

A.3

弁護士に依頼する方法があります。弁護士に依頼すると、保険会社とのやり取りは弁護士に任せることができます。病院・警察とのやり取りはご自身で行っていただく必要がありますが、疑問点が生じたときはいつでもご質問いただくことができます。

Q.4

近々、警察の人が来て、話をすることになりました。どのようなことを聞かれ、どのような話をすればいいですか。

A.4

事故の状況や、加害者の人に対する処罰意思などを聞かれます。事故状況は分かる範囲で話をして、分からないことは分からないと答えてください。警察から事故状況について誘導的に話をされることもありすが、ご自身の認識をお話いただくことが重要です。

加害者の人に対する処罰意思は、一般的に、厳格な処罰・適正な処罰・寛大な処分のいずれかになります。加害者の人の処分内容に大きく影響することがありますので、どれにするかはよく考えておいた方がいいと思います。

交通事故に遭ってしまった次郎さん。次号でも引き続き次郎さんの疑問点に答えていきます。

円

満な夫婦であれば、何も怖い話ではないのですが、ひとたび「離婚したい」という気持ちをもたげてきたら、とても怖いお話です。特に男性方にとっては、「いつまで払わないといけないんですか?」と聞かれたら、「離婚できるまでです」とお答えするしかないのが「婚姻費用」です。

別居しても、相手から請求があれば、収入の多い方は支払い続けなければなりません。夫婦である以上、「生活保持義務」と「婚姻費用分担義務」があります。根拠条文としては、「夫婦は同居し、互いに協力し扶助しなければならない。」(民法752条)、「夫婦は、その資産、収入その他一切の事情を考慮して、婚姻から生ずる費用を分担する。」(同760条)と明記されています。

「同居義務があるのに、妻が勝手に出て行ったんですから、払わなくてもいいですよね。」と聞かれることもありすが、駆け落ちして出て行ったというような事情でもない限り、夫婦である以上支払い続けなければなりません。

いくらか払い払わなければならないのか、条文には、「その資産、収入その他一切の事情を考慮して」とありますが、家庭裁判所の実務では、「婚姻費用算定表」に基づいて話し合いが行われます。一例をあげますと、会社員の夫が年収800万円の場合、未

知らないと怖い法律の話

～婚姻費用とは～



代表弁護士 澤田 有紀
Aki Sawada

成年の子ともがいない妻に渡す婚姻費用は、1か月あたり約10万円です。夫の年収が1500万円とすると、約20万円となります。

ちなみに、「同居義務」の方は、強制することではありませんが、「婚姻費用分担義務」の方は、相手方の申立てにより最終的には裁判所が「審判」で金額を決定して、強制的に執行されることとなります。

「いつ離婚できるんですか?」と聞かれたら、協議離婚や調停離婚は相手が同意しなければできませんので、「相手が『うん』というまでです。」ということになります。裁判離婚は、証拠によって、裁判所が離婚の請求を認められなければなりません。

裁判離婚が認められるためには、法定離婚事由に該当する事実があるかないかで決まります。法定離婚事由は次の5つの項目が列挙されています。

法定離婚事由

- ①不貞行為
- ②悪意の遺棄
- ③配偶者の生死が3年以上不明
- ④配偶者が強度の精神病患者で回復の見込みがない
- ⑤その他婚姻を継続しがたい重大な事由

この中でよく問題になるのが、「①不貞

行為」です。相手が不貞行為をしたという証拠があれば、裁判離婚が認められます。「不貞行為」をした方からの離婚請求は原則として認められません。例外的に離婚となっても相手が生活に困窮しないだけの経済的背景が整っているといえる例外的な場合にしか、離婚は認められないのです。したがって、相手に不貞の証拠を握らせてしまえば、とても「怖い話」になります。

次によく問題になるのが、「⑤その他婚姻を継続しがたい重大な事由」があるかどうかです。抽象的な内容になっていますので、基準が分かりにくいのですが、「性格の不一致」だけでは、該当しません。婚姻関係がすでに破たんして将来にわたって修復する可能性がないという状態だと認定してもらう必要があります。一般的には「長期間の別居」が継続しており、その間になら修復の努力がされていないという事実を証明します。

どの程度が長期間なのかというのは、同居していた期間と別居期間の相関係数で決まるのですが、私の感覚では5年前後というのが基準になると思います。

以上は、お金を払う側から見れば「怖い話」ですが、お金をもらう側からすると、とても「心強い話」になります。当事務所としては、**男性側のご依頼も、女性側のご依頼も、両方お受けしております。**

法律コラム



日本酒の

ブランド化

戦略

Branding Strategy for Sake



お酒のラベル表示にはルールがある

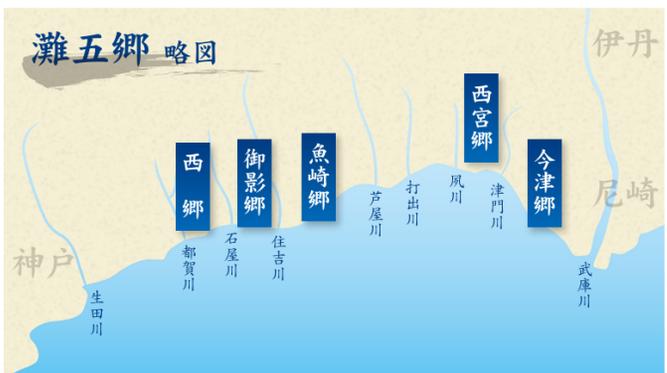
皆さんは、お酒の表示にルールがあるのをご存じですか。例えば、日本酒であれば、ラベルに「特別純米酒」、「原酒」、「生一本」といった表示が書かれていますが、これらはいずれも、単なる業界ルールではなく、「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（酒税保全法）」に基づいて、国税庁が定めたルールです。

国税庁は、お酒の表示ルールの一つとして、「地理的表示」という制度を導入しています。「地理的表示」とは、原産地ならではの特性をもったお酒にしか使えない表示を、国税庁長官が指定することで、お酒の地域ブランドを保護する制度です。

例えば、兵庫県内であれば、「灘五郷」という表示が、平成30年6月28日に、地理的表示に指定されました。地域ブランドの清酒では、「白山」（石川県白山市）や「山形」（山形県）に次ぐ、3例目の指定です。このほか、「日本酒」という表示も、清酒の中で、米や米麹に国内産のものを使用し、日本国内で製造したものでなければ使用することができないものとして、地理的表示に指定されています。

「灘五郷」とは？

「灘五郷」とは、西郷・御影郷・魚崎郷・西宮郷・今津郷という5つの日本酒の産地のことです。「灘五郷」と表示するためには、これらの地域で採取した水を使用し、製造もその地域内で行うことなどの条件をクリアしなければなりません。例えば、大阪の酒造メーカーが、「灘五郷」とラベルに書くことはできないわけです。



地理的表示は品質の「お墨つき」

地理的表示には、それぞれ原料や製法について基準が定められています。お酒に地理的表示を使用するためには、指定の管理機関からのチェックを受けなければならぬため、地理的表示のあるお酒には、品質に対しても「お墨つき」が与えられています。地理的表示がある商品であれば、消費者は安心して購入することができます。そして、地理的表示があるお酒が有名になることで、地域ブランド化につながっていくことができます。

日本酒は地域ブランド化に向いている

日本酒は、ワインなどと並んで、地域ブランド化に向いたお酒であると思います。なぜなら、日本酒は、原産地の水・米・菌という3つの要素によって、味や香りの特徴が大きく変わるからです。

日本酒と「水」

日本酒づくりでは、洗米から仕込み、度数の調整のために添加する割水など、大量の水を使用します。使用する水の性質は、



日本酒の味にも影響します。例えば、六甲山系から流れる地下水である「灘の宮水」では、酵母の栄養分になるミネラルが豊富なため、発酵が進みやすく、キレのある味になります。桃山丘陵からの伏流水である「伏見の伏水」では、適度に良質なミネラルを含みながらも、「灘の宮水」よりもミネラルが少ないために、柔らかい味になります。いずれも、日本酒を酸化させる原因になる鉄やマンガンの含有が少なく、日本酒づくりに適した特長があります。日本酒の味から、採水地の特徴を感じることが出来ます。

日本酒と「米」

日本酒に適した米は、デンプンの純度が高く、吸水性がよく、米の中心部である

LATEST NEWS
最新ニュース
01

Re-Start ~離婚相談セミナーのご案内~

当事務所では、経験豊富な弁護士が、離婚手続き全般について詳しく解説する離婚相談セミナーを実施しています。男性向け、女性向けに分けて開催していますので、夫婦それぞれの立場に立ってリアルなお話をさせていただいております。大阪・京都・神戸で随時開催しております。お申込みは、当事務所ホームページまたはお電話(☎0120-7867-30)からお願いいたします。なお、参加費は、ワンコイン(500円)となっておりますので、当日現金でお支払いください。

みお 離婚



<https://lmio.jp>

LATEST NEWS
最新ニュース
02

B型肝炎給付金請求

集団予防接種が原因でB型肝炎ウイルスに感染した方に対し、国が給付金を支払う特別措置法が施行され、対象者には、50万円から最大3,600万円の給付金が支払われます。当事務所では、お心当たりのある方(昭和16年7月2日以降にお生まれの方)を対象に、無料説明会・無料電話相談を実施しておりますので、ぜひお問い合わせください。(☎0120-7867-30)

みお B型



LATEST NEWS
最新ニュース
03

「みお」の顧問契約

企業のビジネスの成長や、団体の安定した活動を実現するためには、正しい法律知識に基づくコンプライアンス、内部統制が求められる時代となっています。また、大切な取引先との良好な関係構築やトラブル防止、クレームなどへの適切な対応についても、予防法務という観点からの備えが必要です。特に、中小企業においては、社内に法務部門を抱える大企業などとは異なり、万が一の法的トラブルへの備えや対応が不十分な場合があります。そこで「みお」では、中小企業の皆様に、法律の力を活用した安心のビジネスに取り組んでいただけるよう、ムダなくご利用いただけるサービス・費用を設定しています。「みお」ならではの「顧問料がムダにならない」顧問契約もご用意しておりますので、どうぞお気軽にお問い合わせください。

みお 企業



<https://www.miolaw.or.jp>

LATEST NEWS
最新ニュース
04

家族信託手続きナビ

この度、当事務所運営WEBサイト「家族信託手続きナビ」を開設することになりました。相続財産の生前対策として注目される家族信託。メリット・デメリットをご説明し、最適な相続対策をご提案いたします。ぜひ一度ご覧ください。
<https://www.miolaw.jp/kazokushintaku/>

みお 家族信託



域もあります。風土に合った独自の酒米の研究開発をそれぞれの地域で二丸とって取り組むことで、日本酒の地域ブランド化を実現することができます。

日本酒と「菌」

日本酒は、蒸米に麹を振りかけて、米麴を造るところから始まります。麹麴の中の麹菌は、米のデンプンを糖に分解する働きをします。次に、水と米麴に酵母や蒸米を入れて、酵母を造ります。酵母は、麹菌が生成した糖をアルコールに分解する働きをします。ここから、水・米麴・蒸米を何度入れながら、アルコール発酵を進めていき、醪(もろみ)を造ります。最後に、醪を搾ることで、生原酒が完成します。

使用する酵母の違いは、日本酒の香りや味の違いを生みます。日本酒の果物や花などに例えられる芳醇な香りは、酵母がエステル類を生成することによるものです。全国の自治体や研究機関においては、独自の特長をもった酵母の研究開発が行われています。

それぞれの地域の研究者が並々ならぬ努力によって菌の研究を行うことで、地域ブランドにつながる新しい日本酒の開発を実現することが出来ます。

日本酒と地域

地域ブランドにつながる日本酒の味や香りは、それぞれの地域の風土、杜氏や米農家が代々受け継いできた技能、そして、研究者による最先端の研究開発によって生み出されるものです。各地の日本酒について深く知ること、それぞれの地域の自然や人の魅力を再発見することができます。

日本酒をインバウンド戦略の切り札に

全国各地の日本酒の地域ブランド力を高めることができれば、日本酒をインバウンド戦略の一つとして活用することができます。例えば、全国の日本酒が有名な地域を観光して、その地域の日本酒を味わうツアーを企画すれば、訪日外国人の方に、日本酒の味や香りの違いを通じて、それぞれの地域の風土を知ってもらうことができます。

インバウンド戦略の中で日本酒の魅力を訪日外国人の方に知ってもらうことは、日本酒の世界的な知名度を上げることもつながります。外国で日本酒のおいしさを知った方が、日本酒を味わうツアーに参加するために日本を訪れることで、インバウ

おわりに

日本酒は、世界に発信する魅力のあるお酒です。地域ブランド化戦略とインバウンド戦略の融合によって、今後、日本酒が世界ブランドの地位を確立していくことを期待します。

日本酒は、世界に発信する魅力のあるお酒です。地域ブランド化戦略とインバウンド戦略の融合によって、今後、日本酒が世界ブランドの地位を確立していくことを期待します。



弁護士
石田 優一
Yuichi Ishida

ホームページもぜひご覧ください!

みお 神戸



また、「興行入場券」ですので、芸術・芸能(音楽や演劇等)、スポーツイベントのチケットが対象となります。よって、列車の乗車券や人気アイドルグループの握手券は規制の対象外です。

さらに、入場資格者が指定されたチケットの場合は入場資格者について、座席が指定されたチケットの場合は購入者について、それぞれ販売時に本人確認が行われたものである必要があります。したがって、本人確認なく購入できるチケットは規制対象外です。

当然ですが、チケットの不正転売を規制する法律ですので、「妖怪ウォッチャ」た

倉田・北名弁護士の刑事事件入門

チケット不正転売 禁止法[※]について

弁護士
北名 剛
Tsuayoshi Kitamyō

※特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律

チ

チケットが直ぐに売り切れた!、「コンサートに行きたいのに、定価の10倍で取引されている...」このような経験をしたことはありませんか。

近年、ネットオークションやフリマアプリ等の普及に伴い、チケットを大量に買い占めてインターネット上で高値で転売する、いわゆる「転売ヤー(転売屋)」が横行しています。

転売ヤーがチケットをお金儲けの道具として利用することで、「甲子園で阪神タイガースの試合を観戦したい!」といった消費者(≒私)にチケットがわたらない弊害が生じます。

また、チケットが高値で転売されてもアーティストには何の利益にもなりませんし、ファンに多大な経済的負担をかけることとなります。昨今では、主催者側において適切な転売防止策を講じなければ、「見て見ぬふりをしている!」と批判されてしまう始末です。

このように、チケットの転売行為は、消費者だけでなく、興行の主催者やアーティストにとっても迷惑な行為といえます。

そこで、このようなチケットの転売行為を規制するために、昨年12月に「チケット不正転売禁止法」が公布され、今年の6月

まごつち」の買い占め・転売は規制対象外です(古物営業法の無許可営業罪に当たる可能性はあります)。

では、この法律によってチケットの不正転売が無くなるでしょうか。私は難しいと思います。というのも、高い代金を支払ってでも公演に行きたいといったニーズが存在するからです。また、罰則が軽すぎます。

不正転売を根絶するためには、不正転売されたチケットでは会場に入場することができないように、主催者側で対策を講じる必要があります。チケット価格の見直しを覚悟してでも、主催者側で本人確認(入場時)をしっかりと行うこと、また、本当に体調不良等で行けなくなった場合にチケットを定価で譲渡できるオフィシャルな流通市場を整備することが求められます。

今後、積極的な検挙と業界努力によって、本場に東京オリンピックや阪神タイガースの試合を観戦したい消費者(≒私)に多くチケットがわたるよう期待したいところです。

下のQRコードからバックナンバーをご覧ください

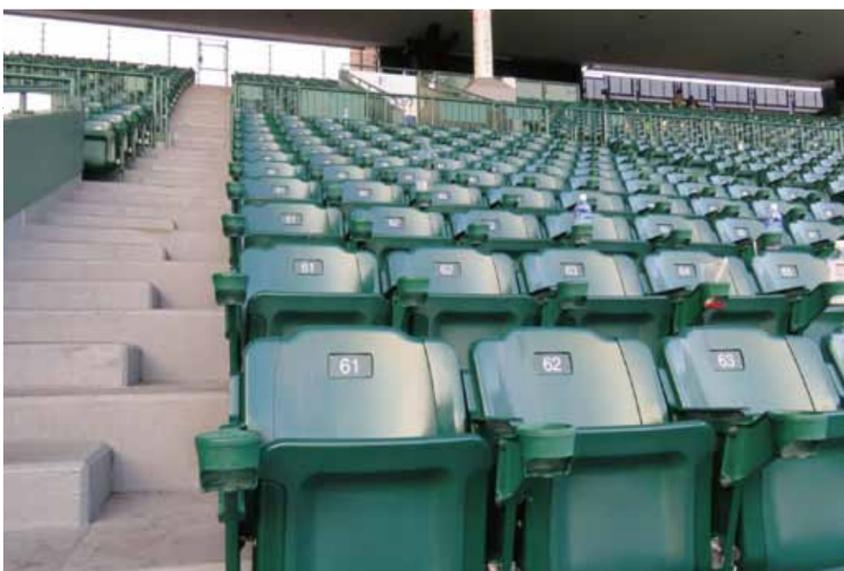
<https://www.miolaw.jp/criminal/miopress.html>

14日から施行されました。今回はこの法律について簡単に解説したいと思います。

「チケット不正転売禁止法」は、正式には「特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律」といいます。

この法律では、特定興行入場券の不正販売や、不正販売を目的とする買い占め行為を禁止しており、違反者には1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金またはその両方が科されます。

では、「特定興行入場券」、「不正転売」とは一体何でしょうか。



まず、「不正転売」とは、定価を超える価格でチケットを転売する行為をいい、これを業として、コンサート等の主催者から事前に同意を得ることなく行うと規制対象となります。つまり、定価やそれ以下の代金で転売しても、本法律の規制の対象とはなりません。また、「業として」とは「反復継続の意思をもって」という意味ですので、たまたま仕事や病気で公演に行けなくなった場合に、チケットを友人に転売しても、

同じく規制の対象とはなりません(この場合は、定価の10倍で転売してもチケット不正販売法違反とはなりません)が、友情には違反するかもしれません)。

次に「特定興行入場券」ですが、これがかかりにくい用語です。簡単にいえば、転売禁止等と明記されていて、公演の日時・場所のほか、入場資格者又は座席が指定されたチケットをいいます。

リレー式コラム 事務局通信

大阪事務所の事務局です。花粉症と黄砂の辛い季節が少し落ち着いたので、癒しを求めて猫カフェに行ってきました。

動物好きにもいろいろあると思いますが、私は猫が大好きです。我が家はペット飼育不可物件なので、残念ながら今は飼えないのですが、街中で見かけるだけでもちょっと元気がなったりします(車の中から姿が見えただけでもテンション上がりま

す)。

街中の猫たちは、なかなか触らせてくれないので、今回初めて猫カフェへお邪魔しました。そのお店は、猫以外にフクロウとハリネズミ、



ウサギにフエレット、カワウソとインコもいるのですが、今回は猫とハリネズミに遊んでもらいました。

猫好きの友達によると、猫カフェの猫たちは、有料のオヤツをあげないと構ってくれないと言っていました。自ら隣に乗ってきてくれる子もいて、久しぶりの猫の温もりに癒されました。

不動のNo.1は猫ですが、ハリネズミも癒し効果抜群でしたよーまたお邪魔したいです。



無料相続セミナーのご案内

相続に関してご興味のある方は、どなたでも**無料**でご参加いただけます。
事前予約制となります。個別相談(初回30分無料)も大阪・京都・神戸事務所
随時予約を承っておりますので、お気軽にご連絡ください。

●遺言書作成セミナー **無料**

どうして遺言書が必要なのか、遺言書の種類や作成方法、
もめない書き方などを分かりやすく解説します。

会場・日時 **[大阪]** 9/6(金) 11時・10/17(木) 11時

●民事信託セミナー **無料**

信託の仕組みや活用方法を弁護士がお話します。
どなたでも参加していただける無料セミナーです。

会場・日時

[大阪] 8/5(月) 11時・8/23(金) 18時・9/20(金) 11時・10/4(金) 18時

[神戸] 8/26(月) 14時・9/11(水) 11時・10/16(水) 14時

[京都] 8/21(水) 18時・9/26(木) 18時・10/28(月) 16時



代表弁護士
セミナー講師
伊藤 勝彦
Katsuhiko Ito

編集後記 暑中お見舞い申し上げます

暑い日が続きますが、皆様はいかがお過ごしでしょうか。
さて、今回は、元号が「令和」になって初めてのMIO PRESSを
お届けいたしました！MIO PRESSをお届けするのは、当事務所
とご縁のある大切な方ですが、日々ご縁が広がって、お届け先が
少しずつ増えており、本当に有難く感じております。
今号では、アスベストの記事を執筆させていただきました。

現在、多くのアスベスト訴訟を担当させていただいており、50年
以上前の出来事を証拠で裏付けることの難しさを感じるととも
に、被害者やご遺族の無念に寄り添い、試行錯誤を繰り返すこと
に大きなやりがいを感じています。今後も、日々研鑽を積んで
参りますので、アスベストの関するご相談があれば、是非お問合
せください！



弁護士 田村 由起

※今後、「MIO PRESS」の送付をご希望されない方は、お手数ですが、ご一報いただけますようお願いいたします。

キリトリ線

フリガナ	
お名前	
ご住所	
ご連絡先	



料金取扱人郵便
大阪北局 認
承 2632

差出有効期間
2019年12月
31日まで
切手をはらずに
お出しください

郵便はがき

5 3 0 8 7 9 0

1 6 4

読者プレゼント&アンケートはがき

左の郵便はがきに必要事項をご記入の上、アンケートにご協力いただいた方の中から**抽選で30名**様に、「**みお総合法律事務所**」オリジナルクオカード(500円相当分)や、**澤田有紀弁護士**が執筆した書籍(1冊)を**プレゼント**いたします。ふるってご応募ください!!

●プレゼント応募締切/
2019年9月30日(月)
※当日消印有効



外 国人が日本で就労する場合
は在留資格が必要です。在
留資格とは外国人が日本に
滞在するための資格のことです。日本に
おいて行うことができる活動内容によっ
て29種類に分類されており、その中で就
労できる在留資格のことを一般的に「就
労ビザ」と呼んでいます。日本に在留滞
在(する)ことはできても就労することが
できない在留資格もあり、在留資格の種
類によってその認定基準が定められてい
ます。

それでは、日本で中華料理店を運営し
ている人が、中国人のコック(調理師)を
日本に招きたい場合はどうすればよいで
しょうか。

リーガル サポート インフォメーション リガサポ!

外国人を雇用する際に 知っておきたいこと



行政書士
中塚 美佐子
Misako Nakatsuka

まず、お店の地域を管轄する地方出入
国在留管理局で、在留資格「技能」(外国
料理の調理師)の在留資格認定証明書の
交付申請を行います。本人がこれまで勤
めてきたお店の在職証明書(10年以上の
実務経歴証明書)、住民戸口簿・職業資格
証明書の写しなどが必要です。日本にお
ける雇用機関の概要、会社(お店)の決算
書、雇用契約書なども必要です。

在留資格の認定証明書が交付された
ら、それを本人に送り、中国にある日本大
使館・総領事館で査証の発給を受け、そ
れをもって日本に入国することができ、
晴れて日本の中華料理店でコック(調理
師)としての仕事に従事することができ
ます。

例えば、日本のホテルのフロントで通訳
人としての在留資格を取得して働いてい
る外国人を在留資格はそのまま、中華
料理店のコック(調理師)として雇用する
ことはできるでしょうか。答えはNOです。
その理由は在留資格が異なるからです。
**持っている在留資格以外の仕事はできま
せん。**

日本で暮らしたい外国人にとって在留
資格を取得することができるかどうかは、
その人の将来を左右することになるため、
慎重な対応が求められます。在留資格を
取得するために、関係者に嘘をついたり
虚偽の書類を持って来られたりすると

うことも残念ながら少なくありません。
また、本人が嘘をつくつもりがなくても、
お互いに言葉が通じないために意思の疎
通がうまくできず、誤解が生じてしまう
こともよくあります。

このようなことを防ぐために、外国人
を雇用する際には、在留資格の必要書類
の確認もさることながら、本人と面談す
るなどして話をよく聞き、お互いの理解
を深めたうえで準備を進めるようにし
てください。

2017年には在留資格として「介
護」が創設され、日本の介護福祉士の資
格を有する外国人の介護業務での就労が
可能になりました。そして2019年には
新たな外国人材の受入れのために、「特
定技能」という在留資格ができ、新聞やテ
レビで大きく報道されています。

そして、外国人を不法就労させたり、
不法就労をあっせんした者には「不法就
労助長罪」といって、雇用する事業者側
も処罰の対象となる場合がありますの
で、くれぐれも注意が必要です。

就労に限らず、日本に訪れる海外から
の滞在者は年々増加しています。国を超
えた人々と共に平和で安全な毎日を通じ
ずためにはお互いが協力し理解し合うこ
とが大切だと思います。

次号
予告
顧問税理士西向が担当します。